

原田 完 議員	一般質問・・・1
山内 よし子 議員	一般質問・・・7
森下 よしみ 議員	一般質問・・・13
他会派の一般質問項目	・・・・・・21

●京都府議会 2022年2月定例会一般質問が2月14日、15日、16日に行われ、日本共産党の原田 完議員、山内よし子議員、森下よしみ議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

原田 完 議員（日本共産党 京都市中京区）

2月15日

農産物の輸入自由化を中止、米価下落等への支援拡大を

【原田議員】 まず、最初に農業問題について質問させていただきます。

この間、発表された農林業センサスでは、京都の農業は深刻な状況で、就業者数と年齢構成、耕地面積、経営体数、集落営農の実態、土地の集約化など、どの数値を見ても厳しい現実です。センサスで京都の2005年と2020年比で経営体数が24,790から14,181に、耕地面積では21,916haから18,440haと減少し、基幹的農業従事者は男性で14,122人から9,860人へ、女性では10,100人から5,270人と半減しています。耕地集積が都府県で5ha以上の集積が2010年の32%から15年には40%に、20年に50%となり、10ha以上でも増加しているが、耕地面積が減少し、相対的比率が増えただけで集約化が進んでいません。

さらに深刻なのは、従事者の高齢化と定年退職後の新規就農者が大きく減少し、年代別構成比が就農促進政策の効果が上がらず45歳以上の就業者数も年々減っています。京都府が平成30年から集落営農組織の悉皆調査を行い、回答には5年後10年後の組織維持に不安が多くあります。昨年度の米価暴落は集落営農組織に非常に大きな打撃です。

米価暴落問題で、我が会派の迫議員の昨年9月の代表質問で唯一の米価暴落対策要求と、関係者の要望が府に出され、会期中に1億円の補正予算が実現しました。その結果、いくつかの自治体で上乗せ、横出しの農家支援制度が実施され準備されました。求められる課題は、政府による余剰米の買い上げ隔離、ミニマムアクセス米の輸入規制・中止などです。今年も、米価下落は予想され、水稻農家の壊滅的な状況が危惧されます。

歴代自民政権が、農産物の輸入自由化を一貫して推進し、国内農業を潰してきた結果です。環太平洋連携協定（TPP）など貿易自由化を強行し、農業の大規模化・企業化促進と家族農業の切り捨てを進めた農政は、危機をいっそう深刻化させました。岸田自民政権は最悪の「米価は市場で決まる」との立場に固執し、生産費を大きく下回る大暴落米価の放置です。農家には史上最大の減反を強いながら、MA米輸入は聖域扱いです。条件不利地の農業を一気に衰退させる水田活用直接支払い交付金の改悪の見直しです。

国が推進してきた大規模農業家や集落営農からも「もう続けられない」との悲鳴が上がっています。農業の生産基盤のさらなる弱体化、食料自給率の一層の低下は必至です。農業の深刻さは、もう小手先での対策では改善を図ることは出来ない事態にまで落ち込んでいます。しかし、国や京都府の振興策は、5兆円の輸出で農業の再興と言い、自給率の目標を50%から45%に引き下げました。まず求められるのは自給率の向上対策であり、輸出力強化で農業の企業化の促進では衰退の一途で、「崩壊」への道しかありません。端的に言えば、高級食材の輸出で短角黒毛和牛輸出を強め、国民には吉野家な

どオーストラリアやアメリカの安い牛肉の大量輸入を行う農業政策では日本の農業も京都の農業も崩壊への道とならざるをえません。

そこで伺います。京都府では集落連携 100 ha 農場づくりと銘打って、集落営農の広域化を進めてきましたが、厳しい事態にあります。ある集落営農法人は補助金で何とか赤字にならず役員報酬は月数千円で、小作料 0 円で維持されています。中には水田を預かり料として 1 反あたり 5000 円徴収例まであります。すでに集落営農組織が、耕作の維持が困難になり受託されていた水田の返還も起きています。厳しい経営環境下での京都の農業を知事はどう再生しようとしているのでしょうか。地域に根差した小規模農家をはじめ多様な農業者を支援、共同の力の引き出し、新規就農者の経営安定支援制度の実施と営農維持ができる経営支援を考えているのでしょうか、お聞かせください。

農業予算を拡充し、コメ農家の後継者育成を

【原田議員】地球規模の環境破壊やコロナ危機を踏まえ、人と環境に優しい農政への転換が求められています。自民党政権は昨年、農林水産分野の環境への負荷軽減を掲げた「みどりの食料システム戦略」を打ち出し、有機栽培耕作目標は 25% ですが、現状の有機栽培は 1% でしかありません。実現への筋道は全く示されていません。強調されているのはスマート農業、AI、ロボットなど先端技術の開発や普及でしかありません。その結果、本来の農業所得が農機メーカーや IT 企業の利益に置き換わり、小規模農家が切り捨てとなっています。現状の集落営農組織や兼業農家、小規模農家をはじめ、多様な農業者が利用できる農業機械導入支援、多くの農業者が活用できる支援制度の創設であり、規模拡大ではなく、現状の営農継続ができるような支援や新規参入支援制度が求められています。

国連が呼び掛けた「家族農業の 10 年」の取り組みがいよいよ重要です。食料の外国依存を改め、価格保証や所得補償の充実などで多様な家族経営が成り立ち、農村で暮らせる農政に真剣に踏み出す時です。米価の生産原価を賄う再生産費に見合った価格保証、廃止された戸別所得補償の復活、多様な農業が続けられる欧米並みの各種の助成制度を検討しているのでしょうか、お聞かせください。

また、特に水田農業を主にしたコメ農家の育成強化です。まさに後継者育成が求められており、里の公共員のように府が準公務員的に一定の生活保障を行い、新規就農者の水稲と畑作等の組み合わせた農業実践学舎の再開と水稲農家、集落営農を支える地域後継者、中核的な農業者づくりを行うべきではありませんか。いかがですか。

政府が減反政策として転作を支援する「水田活用の直接支払い交付金」を 2022 年度から見直し、麦、大豆、ソバに転作する農家に 10 アール当たり 2 万円以上の交付を、今後 5 年間で水稲作付されない水田を対象外とします。農業予算削減の狙いに「実情を分かっていない」と強く反発の声が農業者から上がっています。畑作と稲作を交互に行う「田畑輪換」では「水はけが良くなければならない畑と水を張らなければならない田んぼは容易にできるものではない」と言われます。交付金が縮小されれば、食用米にシフトし、離農が増え、農業が崩壊しかねません。転作事業は引き続き継続し、さらにその支援強化が求められます。見直しの撤回とさらなる支援を国に求めるべきではありませんか、いかがですか。

農業問題の最後に府推奨の小麦です。品種は農林 61 号やニシノカオリだったが、セトキララとなっています。収穫量も多く、グルテンも十分にありパンの原料としてよい品種と聞くと、学校給食への残留農薬のある輸入小麦より、安心安全な国内小麦への強い要望が保護者からあり、セトキララの推進が最適ではないか。北海道や山口県では 100% 県内産で賄っており、滋賀では来年からと聞くと、京都でも農業者の経営支援の上からも、学校給食の活用はじめ、増産支援と消費拡大に結び付けた対策が必要ではないでしょうか。ここまでお答えください。

【知事・答弁】 府内農業の再生についてでございます。中山間地域の多い京都府の農業は、小規模農家のきめ細やかな栽培管理による高品質化や集落営農組織による機械、施設の共同利用化、さらには中核的担い手の規模拡大による効率化などで維持されております。京都府ではこうした地域農業を支える担い手を支援するため、ハード・ソフト両面から様々な施策に取り組んでまいりましたが、追撃に進む 人口減少や高齢化、生産資材の高騰により大きな影響を受けているため、さらなく経営強化が必要と認識しております。そのため、農地の集積や高収益作物への転換、担い手の確保などの地域計画について 地域の実情をふまえ、市町村や関係団体とともに見直しを行い、農業再生のための支援を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、小規模農家については、収益確保のため低コスト生産に向けたグループ化や付加価値の高い農産物の販路開拓を支援いたしますとともに、後継者が不足している場合や集約化が困難な場合には、集落営農組織への参画を誘導してまいります。

集落営農組織については、スケールメリットをいかした生産体制の強化をはかるとともに、これまでの集落単位では、経営の継続が困難な場合は、新たに持続可能な広域営農体制を構築する集落連携100 ha農場事業の取り組みを推進してまいります。さらに、大規模農家につきましては、法人化による企業的経営を目指し、スマート技術による省力化や高品質生産、e コマースによる販路開拓など経営強化を支援してまいります。こうした総合的な支援を通じて地域の収益力や農業の魅力を向上させ、新たな担い手の確保につなげることで地域農業の活性化を進めてまいりたいと考えております。

【農林水産部長・答弁】 新規就農など多様な農家を支える経営支援についてでございます。京都府の農業の裾野を守るためには多様な農業者を確保し、経営を継続していくことが重要であります。少子高齢化により農業者が減少するなか、新規就農者の確保は大きな課題であり就農直後の負担を国の給付金や府独自の機械リース事業により軽減するとともに、新品種の導入や販路拡大の取り組みを支援することで、経営向上をはかり担い手を育成してまいります。

また、多様な農業者が支え合い、機械や施設の共同利用を進めるとともに、収益性の高い作物との複合経営化により所得向上につなげ、継続的に営農を続けて頂くよう支援を行ってまいります。

次に、稲作農家に対する支援強化についてでございます。京都府の水稲は、野菜につぐ産出額であり 主食として欠かせない品目であることから、生産を継続していただくことが重要であります。そこで、消費者からの評価が高く、高値での販売が期待される「京式部」や酒米の祝を生産拡大するとともに、小規模農家ならではの、きめ細やかな栽培管理による安心安全で付加価値の高いコメづくりを支援してまいります。さらに農家独自の技術力とブランド力を高める「京のプレミアム米コンテスト」の開催や直売所での顔の見える販売などの効果的なPRを通じ、京のコメの販売力を強化する取り組みを進めております。引き続き、市町村やJAなどと一体になって経営、技術両面から各種研修を行うとともに、機械施設整備等の整備を支援してまいります。

次に、稲作農家等を支える集落営農における後継者づくりについてでございます。京都府では、就農希望者を受け入れるため農地や住居を準備し、栽培技術を指導するなど地域が行う受け入れから定着までの取り組みを一貫してサポートするとともに、生活資金を支援することで後継者づくりに努めてまいります。さらに、民間企業で培った経営・マーケティングなどのノウハウを有する人材の活用を支援することにより、経営力の強化を進め経営規模を拡大し新規就業者の受け入れを進めてまいります。

次に、水田活用の直接支払い交付金についてでございます。京都府では、農業者の収益力向上のため、京野菜などの高収益作物への転換拡大を進めたことにより、府内各地に於いて産地化、法人化が

進んでおります。しかしながら、京野菜等だけの作付けだけでは水田が維持できないため、機械化による食用栽培が可能な麦、豆類、コメとの輪作体系を本交付金の活用により推進し、食用米と同等以上の収入を確保することで、営農を継続しております。

今回、国からは、食用米から他の作物への転換を促すため、今後5年間で一度も水稻の作付けが無ければ交付対象としない方針が示されました。京都府といたしましては、水田の様々な活用実態も踏まえ、現場の声も充分お聞きし、影響を検証した上で水田農業の振興につながるような制度を国に提案してまいります。

次に、小麦の増産支援についてです。京都産小麦については、特色ある商品作りを求める実需者からの要請を受け、平成30年に一般に適したセトキララへの品種転換を行い、切り替え以降小麦生産量が5割増しの320トンとなっております。小麦は、排水不良の圃場では収量、品質が低下するため、現状では、実需者が求める供給量に満たない状況であり、学校給食用の一般への使用割合が2割に止まっております。そこで、集落営農組織を中心に普及センターによる排水対策などの指導強化や、専用機械の導入支援を進めることで、5年後に1.5倍の生産拡大を目指すとともに、京都産小麦を使用した新商品開発など、消費拡大を図り、農家の所得向上につなげてまいります。

【原田議員・再質問】

知事は京都の農業を支えている農業者の営農実態を断片的な捉え方にしかっていない。私の友人は8ha弱の水田を請け負って、農業機械はトラクターから色撰機、冷蔵庫まで備えて、母親の葬儀代までつぎ込んで、それでも赤字経営で農業を支えている。他の委託を非認定農家で頑張っているが、補助金等は認定農家やグループ組織が対策であり、農業者でも対策とならない。農業を支える最前線が対象とならない。さらなる事態の改善について再度お答えください。また、集落営農でも後継者問題、新規就農者の定着で地域後継者、中核的農業者づくり制度を真剣に考えるべきではないかと考えますが、再度お答えください。

【知事・再答弁】 ただいま8ha農家の例をご紹介いただきました。たしかに、今の米価の状況であれば、30haないと経営が成り立たないと言っておりますが、やはり大規模化によるですね、収益力の強化とそれからまた家族経営体への支援、家族農業への支援を組み合わせることによりまして、全体として農家の方によりそった支援をすることによりまして、京都府農業全体の活性化をはかっていくことが重要だと考えております。もちろん100ha農業事業もやっておりますけれども、その他にも経営規模にもよりますけれども、様々な、寄り添った補助事業も実施しております。それぞれに要件はございますけれども、個別にきめ細かに相談に乗りながら、それぞれの農家の実情にあって支援策を講じてまいりたいと考えております。なお、先ほども答弁いたしましたけれども、現在の状況では、様々な新しい困難な状況も生まれておりますので、地域計画につきましても、必要に応じて見直しましてさらに支援を強化してまいりたいと考えております。

【原田議員・指摘要望】 答弁をいただきました。残念ながら、京都府の制度も国も中山間地や多面的や新規就農など、いくつかの支援メニューはありますが、真に家族農業10年、小規模農業を柱に据えた施策となっていない。現に農業は減り続け、この春にも資材や原材料の高騰で、厳しい春を迎える事になる。今こそ展望の持てる総合的支援が求められます。強く求めて次に質問に移ります。

コロナ禍に苦しむ中小企業対策の抜本的強化を

【原田議員】 新型コロナウイルスの感染が急拡大し、必死に頑張ってきた中小企業・小規模事業者がまたもや危機に見舞われています。これまで持ちこたえてきた企業の多くが、今後、倒産・廃業に追

い込まれる恐れが強まっています。政府がまともな補償を行うとともに、今こそ本格的な支援に乗り出さなければなりません。この間の京都の中小企業の動向は中央会の調査で、景況感のDI値では京都がマイナス35.7ポイント、全国は-27.9ポイント、収益動向も京都はマイナス33.3ポイントで全国は-21.4ポイントと全国平均よりも悪化しています。個々の業界のコメントでも原材料の高騰が収益の圧迫と言われており、要望の声も持続化給付金や家賃補助、需要開拓のための補助金や原材料高騰に対する資金繰り支援、ゼロゼロ融資の利払いや償還の延期を受けて、思い切った助成対策、借入れ返済免除や減額等が出来ないものかとの声も上がっています。

民間信用調査会社の報告で2021年のコロナ関連倒産は1,668件と、20年の2倍に増え、21年の倒産全体の3割近くを占め、自主休廃業・解散件数は、帝国データバンクの集計で、21年に5万3千件前後が見込まれ、倒産の9倍にのぼります。いずれの調査も、業績不振が長期化し、過剰債務に陥った企業が増え、今後、コロナ対策融資の返済が本格化すれば、倒産や休廃業は増えることが懸念されます。

一方、自民党・公明党政権は昨年12月、経済安全保障の名で、半導体工場の新設に巨額の税金を投入する「5G促進等改正法案」を成立させ、世界最大手の台湾企業がソニー子会社と共同で建設する熊本工場で、設備投資額の2分の1、約4千億円の補助が見込まれます。特定企業の一工場への助成としてはかつてない大きさと、国の中小企業対策費1,745億円の2倍以上です。また、助成額に上限がありません。歯止めなき国費投入に道を開くものであり、大問題です。

半導体不足が問題になっていますが、IT、電機、自動車の多国籍企業は内部留保を70兆円にも達しており、半導体確保は半導体メーカーとユーザー企業が自らの責任で行うべきであり、自助努力を求めることが先決です。日本の半導体産業は、1986年、米国の圧力に屈して不利な競争条件で日米半導体協定後、急速に半導体生産が衰退しました。半導体装置や素材産業では今も強みを持っています。これらを支える中小企業へのきめ細かな支援で、物づくり技術全体をしっかりと底上げすることこそ政治の役割です。コロナ危機で苦境にある中小企業への事業復活支援金は持続化給付金の半分です。その一方で特定の外資・大企業に至れり尽くせりの支援は国民の理解は得られません。

そこで伺います。京都の中小企業の経営実態とその支援についてです。コロナ特別融資に関わって、ゼロゼロ融資は返済が始まるが、コロナ第6波で景気の回復がなく、コロナ前の通常融資に特別融資が重なり過剰債務で中小零細企業が廃業、倒産の危機に陥る危険性があり早急な対応策が求められます。

私たち議員団が何度も求めてきた、返済が始まる業者のへゼロ金利期間、返済期日の変更、猶予、再融資等の支援要請は中央会や業界団体からも知事への要望があがっており、早急な対策が必要ではありませんか。いかがですか。

中小企業応援条例の見直しにあたって

【原田議員】「中小企業応援条例」が15年目の見直しで、本議会には一部改正案が議案とされています。改正案では、中小企業の役割が産業基盤や地域社会の維持、社会課題の解決にとっても重要であること、また大学、学校その他の研究機関との連携などの追加補足が提案されていますが、ごく一部の手直しでしかありません。わが党議員団が一貫して指摘してきたが、この応援条例には、基本理念が示されていません。京都府、中小業者、大企業、金融機関、団体、大学、市町村、府民などの責務や役割も明記されていません。中小企業振興をすすめるための常設会議も設定されていません。

小規模企業は地域経済の低迷、構造変化に直面しており、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題に、2014年に制定された小規模企業振興基本法が総合的かつ計画的に、国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施としています。応援条例では小規模企業の規定もされていません。

振興基本法が制定をうけて、全国の自治体で、中小企業基本条例や小規模企業振興条例の制定が相

次いでいます。これは困難な課題に直面しているなか、力を集めて打開の道を切り開こうという中小企業者、地域の多くの主体のとりくみがあったからこそです。昨年3月に高知県が「中小企業・小規模企業振興条例」を施行して、都道府県で基本条例がないのは京都府だけとなりました。今こそ振興基本条例をつくって、中小企業、小規模企業の維持・発展、京都経済の回復を実現していくべきだと思いますが、いかがですか。

【商工労働部長・答弁】中小企業への金融支援についてです。無利子・無担保・無保証料の融資は約47000件、約1兆円の貸し付けを実行するなど、中小企業の事業継続を資金面で支える大きな役割を果たしてまいりました。しかし、無利子期間の終了と元本返済のピークが重なる令和5年には中小企業の資金繰りがいっそう厳しさをますものと危惧しております。そのため、金融機関の意見もふまえ条件変更を実施する際に必要となる信用保証料の支援や借換が可能で長期低金利となる新たな融資制度の創設を国に要望しております。さらに、今年度に創設いたしました返済条件の変更や据え置き期間の延長、借増しにも対応が可能となる伴走支援型経営改善応援資金につきまして、この2月から融資限度額を6000万円に引き上げるなど新たな資金需要にも対応しているところです。また、融資の返済には事業転換や販路開拓などの経営改善が不可欠であるため、今年度から金融機関と連携した新たな支援体制を構築した金融経営一体型支援事業に取り組んでおります。引き続き、中小企業の事業継続のため全力で支援してまいります。

次に、中小企業応援条例についてであります。京都府では、中小企業が府の経済のみならず地域社会の形成において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興をはかることを理念として定める京都府中小企業応援条例を制定いたしております。また、府はそれぞれの中小企業が置かれた状況に応じて市町村、中小企業を支援する団体、産業界等との緊密な連携のもとに、相互的な支援を行うと府の責務を定めております。こうした条例の考えを実行性あるものとするのが重要と考えており、経営の安定再生から成長発展まで状況に応じた施策を実施するとともに、社会経済情勢の変化をふまえて5年ごとに条例を改正して充実してまいりました。具体的には平成24年の改正では、訪問、相談を通じた状況の的確な把握をいたしまして、中小企業応援隊によるきめ細かなサポートを始めた他、経営の承継の規定を加え、全国に先駆けて「中小企業事業継続創生支援センター」を設置し、後継者マッチングを開始いたしました。平成29年の改正では、企業へのサイバー攻撃が増加するなか情報セキュリティ対策への支援をいち早く規定したところです。また、全国に先駆けた独自の施策として、中小企業が開発した商品の市場開拓を支援するため、チャレンジ・バイ制度を設け府庁が率先して購入しております。さらに、コロナ禍で打撃を受けた中小企業の再出発や助け合いの取り組みなどに対し、7万社、139億円を超える助成を行うなど、多様な取り組みを幅広く支援しております。条例をふまえた京都府の施策については、今回の条例改正を検討していただいた委員会で、経営者や有識者から他府県と比べて多岐に渡り充実しているとの評価もいただいたところです。今議会に提案している条例改正案におきましても新たに多様な連携の推進や新技術の実証支援を盛り込んでいるところであり、今後とも持続性の高い京都産業の構築にむけてさらに施策を充実し、中小企業の振興に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

【原田議員・再質問】振興条例に関わってです。なぜ、応援条例に固執するのか。国の小規模企業振興基本法を生かそうとすれば制定が全国的流れであり、府としてどう受け止めるのか。

理念条例、中小企業、零細企業定義と位置づけ、責務と役割を明確にし、京都経済の振興計画、中小零細企業等の各種補助金、融資、減税等々の各施策の財政的根拠となる条例制定こそが、今困難にある京都経済の立て直しと振興に傾注する時ではないのか。条例制定で中小企業全体のボトムアップのためにも、条件整備を行っていただきたい。再度答弁を求めます。

【商工労働部長・再答弁】 国が閣議決定で中小企業憲章を定めます平成 22 年に先立ち、京都府では平成 19 年に応援条例を制定いたしました。その上で、それぞれの施策をさらに充実すべく時々の情勢に合わせ、中小企業応援隊を始めとするみなさん方の意見を聞きながら、そしてまた時々に応じて専門家や経営者の方々の意見をお伺いしながら、条例の改正、さらには施策の充実に努めてまいりました。今後とも施策を充実しながら、中小企業を全力で支援してまいります。

【原田議員・指摘要望】 なぜ、応援条例に固執するのか、全国の振興条例になぜ学ぶことが何よりも京都経済の活性化の力になることを指摘しておきます。

山内 よし子 議員（日本共産党 南区）

2022 年 2 月 16 日

高等学校の負担を軽減せよ—タブレット全額公費負担と通学費補助拡充を

【山内議員】 日本共産党の山内佳子です。通告に基づき質問します。

コロナ感染が急速に広がる中、学齢期の子どもたちの感染が拡大し各地で学級閉鎖が相次ぎ、保護者も現場教職員も先の見えない感染状況に疲弊しています。さらに長引くコロナ禍の中で、保護者の収入減少や離婚など、生活困窮が子どもたちの学校生活に影をおとしています。

昨年末南区で行われた食糧支援プロジェクトのアンケートでも、「離婚した元夫がコロナで失業し、これまでの仕送りがなくなり、フルタイムのパート収入だけでは食べ盛りの 3 人の子どもたちの食糧さえ賄うことができない」など深刻な声が寄せられました。

コロナ禍の下、すべての子どもたちが保護者の経済状況にかかわらず、教育を受けることができるようにすることが、問われています。

そこで、高校における保護者負担の軽減について質問します。まず高校での ICT 教育の導入によるタブレットの負担軽減についてです。昨年 12 月議会には、府議会に多くの請願が寄せられました。特にタブレットの府立高校への導入に対しては、全額公費負担を求める請願署名が短期間のうちに 7,000 筆を超えて寄せられました。

日本共産党京都府委員会では、ICT 導入に関するアンケートに取り組み、その中身について先日記者会見を行いました。そこでは「個人情報を守られるのか不安」「子どもの視力が悪くなるのでは」などの不安が寄せられるとともに、「導入は公費負担で行うべき」という意見が 88.4%にのぼり、あるシングルのお母さんからは、「部活の費用負担も重く、さらに 7 万円ものタブレット代金を負担など、貧しい家の子どもは教育を受ける権利がないのですか」との声が紹介されました。こうした中、タブレットを全額公費負担する自治体が NHK の調査で 21 府県に上ることが明らかになっています。

本府は今議会にタブレットの本体購入費の支援制度の創設を打ち出していますが、支援の上限額が 1 万円から 2 万円と全く少額であり、保護者に重い負担を負わせることに違いはありません。そもそも教育に必要であれば、タブレットの購入は全額公費で行うべきと考えますがいかがですか。

また高校の通学圏が次々と拡大され、遠方の高校に通わざるを得ない生徒が増え、通学費の負担が重くのしかかっています。この間、わが会派は繰り返し、通学費補助の充実を求めて、2019 年度に制度が一部拡充され、住民税非課税世帯は 1 か月 1 万円以上の負担で 1 万円を超えた分の半額を補助するということになりましたが、それでもまだ府立高校生で利用者が昨年度で 109 名と、通学費を負担している生徒のわずか 0.7%、月 1 万円以上通学費を負担している生徒の 1.3%にすぎません。通学費補助制度の更なる制度拡充が必要と考えますがいかがですか。

教育予算の自然減をやめ拡充へ―少人数学級の実現と教員の計画的増員を

【山内】次に少人数学級の実施についてです。

2年前のコロナの感染拡大の中での突然の休校は、子どもたちにとって学校が安全な居場所であり、栄養のバランスの取れた給食が提供され、友だちとともに遊び・学びあう、なくてはならない場所であることが確認されました。

また多人数の学級では子どもが理解しなくても授業は先に進みがちです。しかし休校明けの分散登校で一時的に20人以下の学級で教わり、これまでわからなかった授業が分かるようになり、「勉強が楽しくなった」との声が多く寄せられています。みんなで深く考えあう豊かな授業も、少人数でこそ可能です。

子どものケアという点でも少人数学級が急がれます。教員は子ども一人ひとりの個性を理解し、子どもの変化を感じ取りながら向き合えます。子ども同士の関係も、安心して落ち着いたものになります。分散登校の時、不登校の子どもが教室に顔をみせたと各地で語られました。

少人数学級の実現を求める運動は京都でも全国各地でも多くの保護者や教員を中心に、何十年も署名活動などを軸に取り組みされてきましたが、さらにコロナ禍を経験して、教育研究者有志の署名運動が短期に20万人分近く集まりました。密を防ぎ感染に強い学校をつくるためにも、少人数学級が必要なのです。

国はこうした運動と世論の中で40年ぶりに標準法を改正して、小学校のみ5年間かけて35人以下学級を実施するとしています。一昨年12月の議会では全会派一致で国の方針を上回る「義務教育における30人学級の推進を求める意見書」を採択し、国に対して標準法の改正を求めたことは画期的なことで、府民の方々からも喜びの声が寄せられています。一方で全国的に見ると、小中学校全学年で少人数学級を実施しているのは今や24県に広がっています。

本府では少人数学級と少人数教育の選択制としているため、小学校では多くの自治体で少人数学級を選択していますが、中学校では「京都式」では先生の数不足しているため、少人数学級が広がっていません。子どもたちに行き届いた教育を保障し、災害にも感染症にも強い学校にするために、本府としてさらに教員を増やして、すべての自治体で小学校も中学校も30人以下学級を実施できるようにすべきと考えますがいかがですか。

また、京都府の教員のうち27%、3人から4人に一人が非正規の教員で、担任などの定数内講師も1割近くに上っています。このことが学校現場の多忙化にさらに拍車をかけ、本府の教職員の時間外勤務の平均が月78時間を超え、全国的に見ても京都府の教職員は働きすぎで、ほとんどの教員が過労死ラインぎりぎりか、過労死ラインを超えて勤務しています。

文部科学省が初めて実施した教員不足の全国実態調査で、全国的に2,558人の教員が不足していることが明らかになりました。最も教員が充足しているはずの昨年4月の始業時点で、京都府では小学校で16人、中学校で12人、高校で6人、特別支援学校で5人、教員が不足していたとのことですが、実態は半年間、1年間教員が見つからなかったという事態も起こっています。南丹地域では小学校で12人、中学校で5人の教員が不足し、非常勤の教員がカバーしたり、山城地域の中学校でも代替教員が見つからず校長が授業を担当するなど、子どもたちも落ち着かず、教育環境の悪化を招いていることは見過ごせません。

本府では全教員に占める定数内講師の割合は、2016年には6.4%であったものが2020年度では9.5%と増加しています。これまで府教委は定数内講師を減少させると、議会でも委員会でも答弁しながら、非正規を増やしているのです。そのことにより継続した教育の蓄積や専門性の構築が困難になったり、もともと講師が見つからない状況の中で、産休や病休などの教員代替が見つからない、教育に穴が開く状況が起こっていることは見過ごせない問題です。

そこで伺います。

正規教員の採用を計画的に増員し、教育に穴をあけないこと、子どもたちの教育環境を保障するた

めに努力すべきと考えますが、いかがですか。以上、まずはここまでご答弁お願いします。

【教育長・答弁】府立高校におけるタブレット端末の導入についてでございますが、12月府議会でもお答えいたしましたように、自身の文房具として自由な活用が期待でき、また将来的にも持続可能な手法として自費で購入いただくこととしております。その上で保護者負担の軽減を図るため、タブレット端末の購入支援に係る必要な経費を、今定例会に提案している予算案に盛り込んだところでございます。

その内容につきましては、全ての世帯への一律補助を基本とし、加えて所得に応じて補助を増額する全国トップクラスの制度ではないかと考えております。こうした支援によりタブレット端末の円滑な導入を進めることで、生徒自身が在学中はもとより卒業後も自らの端末を大いに活用して、主体的に学び続けることにも繋がるものと考えております。引き続き保護者のご理解を得ながら、府立高校における新たな学びの推進に向けて取り組んで参ります。

次に高等学校生徒通学費補助制度についてでございますが、通学費は本来ご家庭で負担いただくものと考えており、全国的にも通学費補助を実施する府県が大変数少ない中、京都府として独自に通学費への支援を行ってまいりました。

令和元年度には低所得者に対する制度の拡充を行い、その結果、受給者が約2倍になったところでございます。今後も保護者の経済状況の変化や市町村の動向なども踏まえ、通学費補助含めた就学支援制度を適切に充実させるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に少人数学級の実施についてでございますが、京都府ではこれまでから京都式少人数教育として、小学校では30人程度、中学校では35人以下の学級編成が可能な教員定数を市町教育委員会に配当し、学校や地域の実情に応じて少人数学級・少人数指導・チームティーチングから柔軟に選択できる制度としており、この柔軟性が評価されているところであります。

また国において法改正がなされ、小学校2年から6年までについて、令和3年度からの5年間で順次35人学級が進められております。中学校を含めたさらなる少人数化については望ましいものと考えますが、多額の財政負担や人材確保等の課題もあることから、国において引き続き議論が進められるものと考えており、今後とも国に対して要望してまいります。

次に教員採用についてでございますが、退職者数や教員定数の増減、定数内講師数等をもとに将来にわたる見込みを立てた上で、計画的な採用を行ってきたところでありますが、見込むことが難しい特別支援学級の増加などから、近年では定数内講師数が多い状況にあります。

一方で、教員採用試験の志願者数の減少は全国的な課題であり、京都府においてもこの5年間で500人以上減少しており、このことが年度途中の代替教員の確保に影響を及ぼしているものと考えております。府教育委員会と致しましては、採用予定者を上回る人数を合格とするなどの工夫を凝らして、定数内の減少に努めているところであり、今後とも中長期的な見通しを持った計画的な採用に努めるとともに、大学と連携を図りながら教員を目指す大学生の支援行うなど、志願者の確保に向けて取り組んでまいります。

コロナ禍でこそ一人ひとりに寄り添う教育の保障を

【山内議員・再質問】まずは指摘をしたいと思います。保護者負担の軽減については、やらない言い訳を言っているというふうには聞こえませんでした。タブレットを全額公費負担すればなぜ自由に活用できないのか、これは本当にお金を出さないための言い訳に過ぎないと思います。これは是非、既にもう21の県で実施しているわけですから、京都府も遅れずにやっていただきたいと思います。

再質問ですが、今（少人数学級について）柔軟に選択できる制度だとおっしゃいましたが、柔軟に選択できないから中学校では少人数ができていないんですね。子どもの数が減っている中で、やはり予算を減らさなければ少人数学級はすぐにできることですし、しかも国が5年間かけてというのは、まったく間尺に合わないことです。今コロナ禍の下で早くやるべきだと思います。心のケアが必要な子どもも増えて、生活に困窮する家庭も増える。そんな中で今まで以上に子どもたち一人ひとりに寄り添った教育が必要なのではないのかと思うんです。ここが再質問です。お答えください。

【教育長・再答弁】少人数学級についてでございます。少人数学級につきましてはきめ細やかな学びを支えることにより、新しい時代における個別最適な学び・協働的な学びを実現するために有効な手立ての一つだと、私も考えております。

しかし一方で、いきなり30学級とした場合に、大幅な教員増に対する財源と人材の確保の問題があるとか、また一律30人学級といたしますと15人～16人の小規模学級が生まれること、また教科担任制をとっている中学校におきましては、少人数学級よりも特定教科に係る習熟度授業へのニーズが高いことなどもありまして、府議会で提出いただいた意見書にもありますように、学校の状況に応じた柔軟な指導体制が組めることがやはり重要ではないかと考えております。

そうした趣旨から京都式少人数教育では方式を選べることとしておりまして、そのことが学校現場においても支持をされているものと考えております。

【山内議員・指摘要望】少人数学級についてです。小学校・中学校で既に24の県が独自に少人数学級の実施をしています。京都府が京都式少人数教育だと言っている間に各県は努力をして、既にもう始まっているわけですね。

少人数学級は感染対策にとっても必要ですし、何よりも子どもたちのつぶやきが聞こえる、つまずきが見える、一人ひとりの子どもたちに行き届いた教育を保障できます。

だからこそ全国的にも今や半数を超える県で少人数学級を実施しています。教員の働き方改革という点から見ても、京都府は掲げていますけれども、そういう点でもやっぱり少人数学級にすることによって教員の働き方も随分と変わると。ですから予算を減らさずに、少人数学級を京都府でも実施するよう強く求めて、次の質問に移ります。

特別支援学校の教育環境の確保・充実へ—緊急対策と新增設を計画的に

【山内議員】次に特別支援学校についてです。

特別支援学校に在籍する児童生徒増加により、府内各地の支援学校では本来予想されていた児童生徒数を大きく上回る子どもたちが学んでおり、その対策が求められています。宇治支援学校は開校時200名でしたが、今年度は300名で来年度はさらに在籍児童が増える見込みで、すでに特別教室を普通教室に転用、丹波支援学校も150名規模の学校ですが、すでに200名を超え図書室がなくなりました。中丹支援学校も木工室を転用するなど、子どもたちの教育環境が悪化しています。

この間過大化する特別支援学校の設置基準がないことが問題になり、特別支援学校に設置基準をとの運動があり、ようやく設置基準が交付されましたが、既存施設については「努力義務」とされています。しかし子どもたちの教育環境を保障するためにも、緊急に教室不足の解消などに努力するとともに、今後予想される生徒増に対して、特別支援学校の新増設の計画を早急に立てるべきと考えますがいかがですか。

向日が丘支援学校に生活の学びができる施設と人員配置を保障せよ

【山内議員】次に向日が丘支援学校の建て替えと寄宿舎の存続についてです。

1967年に京都府立で初めての肢体不自由の養護学校として開校した向日が丘支援学校は、障害を持った子どもたちの発達を保障するための経験の蓄積と専門性、教員と保護者がともに作り上げてきた教育実践など、京都府の障害児教育の先駆的な役割を果たしてきました。特に寄宿舎が存在し、学年やクラスの枠を超えた集団での生活が、障害児教育の専門性を深める意味でも大きな役割を果たしてきました。

ほぼ毎年開催されている「寄宿舎父母交流集会」では、寄宿舎での教育実践とその成果が保護者や時には卒業生から語られ、単に生活の自立やコミュニケーション能力の育成などでは語れない、豊かな人間としての発達に寄宿舎が大きな役割を果たしてきたことが口々に語られてきました。

ところが府教委は、一昨年1月の向日が丘支援学校改築基本構想の中で寄宿舎をなくす方針を明らかにしました。構想が明らかになる前から、保護者を中心に乙訓の地域ぐるみで寄宿舎の存続を願う運動が広がり、2万筆を超える署名が府教委に提出され、その後も署名運動が続いています。ある小学部のお母さんは、「向日が丘支援学校には寄宿舎があると思って安心して入学したのに、いつの間にか知らないうちに寄宿舎をなくすなんて信じられない。ぜひ寄宿舎を残してほしい」と強く訴えられました。

府教委はこれまでの寄宿舎の成果を踏まえた生活実習室を整備するとのことですが、生活実習室が寄宿舎の代替になるのか、数点伺います。

第1に、生活実習室がすべての児童・生徒が寝泊まりができ、生活の学びができる施設設備になるのですか。重度障害の子どもたちも利用できるように十分な広さと設備が必要と考えますがいかがですか。

第2に、子どもたちに食事の提供ができるように、学校とも連携して人の配置を行うことが必要と考えますがいかがですか。

第3に、これまで府教委は学校の教育活動の一環として生活実習室を利用するとおっしゃっていましたが、宿泊等に教員が対応できるのですか。高校生の一入暮らし体験などの利用でも、複数の教員が泊まり込みで安全を確保し、指導する必要があると考えますがいかがですか。

さらに寄宿舎は保護者の急な病気などの緊急事態にも対応し、障害児の入所施設が府内でも乙訓地域でも全く不足している中、福祉的な役割も担ってきたのです。

そもそも府教委は「長岡京市共生型福祉施設構想」と一体に建て替え計画を進めてきており、向日が丘支援学校改築基本構想の中には、「学校の休業日にも家庭事情の緊急対応ができるよう長岡京市共生型福祉施設が提供する短期入所施設との連携を図る」とありますが、長岡京市の構想の中で具体化が決まっているのは、老人福祉センター竹寿園の移転だけではありませんか。障害児の入所は大変人手が必要で、府内でも福祉型の障害児入所施設は1か所のみ、京都市内でも2か所しかありません。

乙訓地域に障害児の短期入所施設はいつできるのですか。お答えください。

また仮校舎となる済生会病院の改修工事が今年の夏から始まり、2023年の夏には仮校舎での授業と生活が始まります。仮校舎での授業と生活は2027年まで続きますが、その間の支援学校に通う子どもたちの発達と生活を保障するためにも、仮校舎にも寄宿舎を存続すべきと考えますがいかがですか？

次に障害児の入所施設について伺います。

本府における障害児の入所施設は保護者の運動の中で、医療型のショートステイが舞鶴子ども療育センターや花ノ木学園のほかにも、府立医大北部医療センターや弥栄病院など少しづつ広がってきていますが、まだ不足しています。

さらに福祉型のショートステイの受け入れ施設も限られており、障害児短期入所を看板に掲げている施設でも、子どものショートは大変人手が必要なために実際には受け入れられないなど、全府的に圧倒的に不足しています。「もし自分が病気になったらどうしよう」など保護者の短期入所などの要望は大変大きくなっています。

障害児者が入所施設から地域生活や在宅に移行していくこと自体は、障害児者の権利保障という観

点から必要ですが、地域生活、在宅生活を支える資源があまりにも不十分です。障害児の長期入所を受け入れている施設で、短期も受け入れているところがありますが、障害児が成人して大人になっても同じ施設を利用し、障害児童を受け入れる枠が少なくなったり、そもそも児童の受け入れを中止した施設もでています。

南部の障害者の入所施設では、「子どもの短期入所はノウハウがなく受け入れていない、よほど緊急時には高校生ぐらいの子どもさんなら受け入れたことがあるが、年間1人程度」。また北部の施設では、「短期入所は空きがないと入れず、現在空きがないこと。入所している障害児童たちは深刻な家庭状況の中で措置で長期入所している子がほとんど。障害児童と保護者にとって緊急の短期入所やレスパイトはとっても大切だけれども、現在の状況では被虐待児童など、より深刻な子どもたちを優先的に受け入れざるを得ない」とのことです。

そこで伺います。障害児が安心して短期間でも過ごせる施設が必要と考えますが、本府の認識を伺います。さらに本府が責任を持って、福祉型・医療型の障害児の短期入所に対応できる施設を増やすべきと考えますがいかがですか。

【知事・答弁】 障害児の入所施設についてでございます。障害のある子どもの健やかな成長や発達のためには、地域の支援者の方々が関わりながら、できる限り家庭で暮らせるような環境を整備することが重要であると考えております。ご家族の緊急時における子どもの預かりや、レスパイトサービスとして利用できる短期入所事業は、子どもや保護者の心身の状況、環境等により家庭で暮らすことが一時的に困難な状況を支援する重要なサービスであり、京都府と致しましても障害福祉計画に基づき市町村と連携を図りながら整備を進めているところでございます。今後とも障害のある子どもとご家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、短期入所事業所の計画的な整備を推進してまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【健康福祉部長・答弁】 乙訓地域における短期入所施設についてでございます。

向日が丘支援学校の建て替えに合わせて長岡京市が計画されている共生型福祉施設につきましては、同校周辺を福祉エリアとして一体的に整備され、教育と福祉が連携した支援体制の構築が期待されます。またこの共生型福祉施設は、乙訓地域の実情を踏まえ重度心身障害にも対応できるグループホームや、短期入所を含めた総合的な機能を備える福祉施設として、令和8年度の開設を目指しておられ、京都府と致しましても、地域社会と共同する共生型地域づくりを進めるため、長岡京市と十分連携するとともに、必要な支援に努めてまいります。

次に短期入所事業所の整備についてでございます。福祉型の短期入所事業につきましては、市町村が地域のニーズに応じて障害福祉計画等に基づき整備を進めています。京都府と致しましては、市町村や障害福祉サービス事業者に対して助言等を行い、それぞれの地域で必要な体制が整うよう支援してきたところでございます。また移動型の短期入所事業につきましては、平成26年度から受け入れ医療機関がなかった北部の地域を中心に市町村とともに補助事業開始し、この間府全域へと拡充する等、支援を強化したところでございます。その結果、当該事業を活用された医療型短期入所利用は、平成29年度の8人のべ67日から、令和2年度には79人2,201日と増加しているところです。今後市町村や医療機関と連携しながら短期入所事業の整備をすすめ、必要な方が利用できる環境を整えてまいります。

【教育長・答弁】 特別支援学校の児童生徒数増加への対応についてでございますが、府立特別支援学校の児童生徒数は、平成30年度までは増加も落ち着いておりましたが、令和元年度からは急激に伸び続けております。このことを受け府教育委員会と致しましては、教室不足等へ計画的に対応していくため、必要な経費を今定例会に提案している予算案に盛り込んだところでございます。

一方で、全国的に進む少子化に加え、インクルーシブ教育の推進により、障害があったとしても地

元の小中学校で学ぶ機会がさらに増えていく中で、現時点では新たな特別支援学校の新設までは必要ないものと考えております。しかしながら、支援学校の児童生徒数の予測は不確定要素を多く含み、長期的な見通しを持つことが極めて難しいものでもあるため、今後も引き続き児童・生徒数をしっかりと注視しながら、例えば分校の設置や通学域全体の見直しなども視野に入れ、必要に応じて適切に対応してまいります。

次に、向日が丘支援学校の改築及び寄宿舎についてでございますが、生活実習室につきましては、寄宿舎の代わりではなく、授業の中で使用する特別教室として整備をするものであります。教育活動の中で指導教員とともに、衣服の着替え、食事の準備、洗面等、日常の生活などを体験し、生活習慣が身に付けられるようにするなど、重度障害も含めすべての児童生徒が利用できる特別教室として整備をしてまいりたいと考えております。

また、宿泊を伴う教育活動では、当然教員とも宿泊することとなります。集団生活体験型について、他の特別支援学校の取り組みも参考にする一方、府内初となる主に高等部の生徒を対象とする一人暮らし体験型については、他府県の先進的な取り組みも参考にしながら、卒業後の一人暮らしやグループホームでの生活を見据えた活用等を検討してまいりたいと考えております。

令和5年度中に移転する予定の仮校舎での寄宿舎につきましては、これまでからお答えしてきた通り、乙訓地域のみが通学の範囲である向日が丘支援学校では、改築を機に寄宿舎を廃止することとしております。児童生徒の発達や自立とは生活実習室を利用した体験学習も含めて、保護者や地域との連携をしながら教育活動全体の中で取り組んでいくものでございます。寄宿舎の置かれていない他の学校と同様、向日が丘支援学校の仮校舎におきましても、まず集団生活型の生活実習室を整備し、そうした力をしっかり身に付けられるよう取り組んでまいります

寄宿舎の成果を踏まえるなら生活ができる環境づくりを

【山内議員・再質問】まず最初に指摘をさせていただきます。支援学校の新增設の問題ですけれども、子どもたちが減ることはすごく簡単に予想できるけれども、増やす事はなかなか予想しにくいということですが、やっぱりこの事によって本当に子どもたちの教育環境が奪われているんですね。

他の県では障害児童がどれだけ増えるのかという事を計画して、どこに足りないのか、支援学校は足りないのかということで計画的に支援学校の増設を進めています。例えば、城陽に新しい支援学校を建設することも含めて、早急に検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、乙訓の短期入所の話ですけれども、これは再質問させていただきます。令和8年度の開設だということですが、事業所がもう決まっているのかどうか、それから児童が入所できるのかどうか、そこの確認をしたいというふうに思います。

それから数点再質問します。向日が丘支援学校の保護者の皆さんは、教育の場としての寄宿舎がなくなってもすぐに、保護者の病気などの緊急入所は乙訓の新しい施設でできるであろうというふうに思っていたんですね。それが今、令和8年度、子ども達が入れるのか実際にはよくわからないですが、長岡京に障害者施設の建設をしたいという法人にも確認をしたんですが、大人のグループホームとショートステイを考えていると。子どもの入所というのはたくさんの人手が必要で、我々にはノウハウがあるが行政の支援がないととてもできないとのことでした。寄宿舎がなくなり、入所施設もまだ目処がないなら、いったい親が病気をした時にどうすればいいのか、以上2点再質問させていただきます。

【健康福祉部長・再答弁】まず乙訓地域の事業の開設者等々の選定についてでございます。こちらについてでございますが、現在、長岡京市共生型福祉施設構想基本計画が策定されておまして、これに基づいて事業者の選定また竣工等のスケジュールが示されているところでございます。スケジュールを見ますと、事業開始の3年目、令和3年にあたろうかと思いますが、老人福祉センター竹寿園以

外の関係につきましては、事業者の選定ということになってございますので、この計画に基づいて実施されるものと考えてございます。向日が丘支援学校の建て替えに伴う、短期入所施設の整備につきましては、長岡京市の障害福祉計画及び共生福祉施設構想基本計画に基づいて進められておりまして、本計画の策定には京都府も関わり、必要な助言、調整を行ってきたところでございます。児童含む多様なニーズにつきましては、地域住民のニーズに応える施設として、整備が進むよう長岡京市とも連携いたしまして指導助言を行ってまいりたいと考えております。

【山内議員・指摘要望】共生型福祉構想と言って、まるで障害児の入所施設がすぐにできるような幻想を振りまいて、寄宿舎をなくすということは許されないことだと思えます。今伺ったら、竹寿園以外まだ何も決まってないじゃないですか。寄宿舎をなくして子どもたちの教育環境を後退させるのは大問題です。

生活実習室の中に生活の場がないことも問題ですし、教育実践は教職員と寄宿舎指導員の専門性の中に蓄積されるのに、授業で教員がやるって言うことでは全く異なるものになってきます。同時に、寄宿舎の成果を踏まえると言うならば、希望する生徒を中心に最低でも1学期程度通じて、自習室を利用できるような環境を整えるべきです。強く求めておきます。同時に、寄宿舎があっても土日や夏休みなどの緊急対応という点では、障害児者の入所施設が圧倒的に不足しています。本府の責任で施設を増やすよう求めて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

森下 よしみ議員（日本共産党・八幡市）

2022年2月16日

新型コロナウイルス感染症に対応するため、保健所機能の拡充を

【森下議員】日本共産党の森下よしみです。新型コロナウイルス感染症対策について、はじめに知事のご所見を伺います。

新型コロナウイルス「オミクロン株」の感染拡大が続き、新規感染者が過去最高の数値を連日記録する事態となり、京都府下で感染者累計が10万人を超えました。1週間前と比較してやや減少気味とは言え、まだまだ予断を許せません。学校や保育園、病院、福祉施設、会社、事業所でのクラスターなど影響は甚大です。このところオミクロン株感染者の重症者も死亡者も増えてきています。在宅療養者も、京都府下で2万人を超える事態になっています。

そんな中で保健所の対応が追いついていません。熱発外来でPCR検査を受け、病院から陽性を告げられたが、なかなか保健所とつながらない。5日以上経ってやっと保健所から連絡があり健康観察が始まったと言う訴えが何人もあります。生活支援物資も届いたのは発症後1週間後と、そして濃厚接触者の特定も検査も受けられない、どうしたらいいのかと不安の声が寄せられています。症状が軽くても発熱や咳、頭痛などあると患者さんもその家族もパニックです。2月10日からは、「受診しなくても自分で、検査キットで陽性判明したら、府のホームページで登録することで陽性確定する」とされました。しかし、検査キットが手に入らない中で自己判定での方針転換はさらに混乱を来しています。

そこでお伺いします。コロナ感染陽性者を迅速に保護し健康観察を、そして濃厚接触者の位置づけを明確にし、PCR検査を適切に受けられるようにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

また、在宅療養者が急増し生活支援が充分に行き届いていません。各自治体でも府の制度を補強する取り組みが始まっていますが、濃厚接触者へも支援が必要です。在宅療養者に医療や支援の手が届かない事態は絶対に避けなければいけません。地域医療体制や日常生活支援体制を強化すべきと考えますが、どうですか。

また、わが党議団は、これまで7カ所に減らされた保健所を12カ所への再配置と抜本的な保健所

の体制強化を何度も求めてきました。しかし、知事は一貫して、これまでとってきた「広域化にメリットがあった」という姿勢を崩されていません。大変疑問に思うところです。現場では、保健所職員のみさんの連日不眠不休の奮闘にもかかわらず、「電話がかからない」「PCR検査がうけられない」などの事態が各地で起きています。目前のコロナ危機に対応する上でも、公衆衛生の体制を立て直すためにも、いま保健所職員の抜本的増員は急務となっています。

かつて自民党政権が1997年の「地域保健法」で、全国の保健所を半減し、国の行革による保健所統廃合を行ってきました。しかし、2009年に新型インフルエンザの流行を受け、当時の政府は、有識者による「報告書」で、感染症対策を担う組織や人員体制の大幅な強化、人材の育成を勧告しています。ところが、自公政権がこの勧告を無視して改善してこなかったことが、今日の事態を重くしています。

そこで伺います。知事は国に対して、国費で保健所職員の増員をはかるよう求めるとともに、本府独自に保健所職員を最大限増員し、保健所を増やし、体制強化をはかるべきと考えますが、いかがですか。

【知事・答弁】陽性者等への対応についてでございます。第6波におきましては、第5波を大幅に上回る陽性者が発生しておりますが、本庁、振興局、近隣市町村からの保健師派遣や看護協会や看護師等の派遣等、あらゆる手段を講じて体制を整え、陽性者へのファーストタッチを最優先させますとともに、地域の医療機関と協力し、健康観察を行うなど保健所がその役割をしっかりと果たせるよう全力を果たしているところでございます。濃厚接触者に対しましても京都新型コロナ医療相談センターにおいて、オミクロン株の特性をふまえ、適切な助言を行うとともに、その検査につきましては、重症化リスクのある方が多数おられる場所や集団に対し検査を重点的に行うなど、府民の皆様の命を守ることを最優先にとりくんでいるところでございます。

【健康福祉部長・答弁】自宅療養者の支援体制についてでございます。自宅療養者への医療的支援につきましては、これまでから陽性者外来の設置や地域の医療機関による電話診療などの実施を行ってまいりましたが、第6波においては府内全域で訪問診療の実施体制や経口治療薬が薬局から自宅に配送される体制を整えるなど、支援体制をさらに強化しているところです。また、日常生活の支援に関しましても買い物代行などの自宅療養に取り組む市町村と個人情報取り扱いに関する覚え書きを順次締結しており、これまでに21市町村において、きめ細やかな生活支援を行える体制を構築してまいりました。引き続き、自宅療養者に必要な支援が確実に届くよう体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、保健所体制の強化についてでございます。保健所職員につきましては、国に人的支援と財政措置を要望してきたところであり、国が打ち出した地方財政措置の拡充を活用し、増員に取り組んでまいりました。さらに、今回の感染の急拡大に対応するため看護協会や市町村保健師、地域機関や本庁職員などにより、通常時は120名程度だった体制を500名規模まで増員したところでございます。

保健所の増設につきましては専門性の向上をはかり、より質の高い府民サービスを提供することや地域課題に迅速に対応できるよう平成16年度に再編を行ったところであり、感染急拡大におきましてもそのメリットが発揮できるものと考えております。引き続き、府民の命と健康を守ることを最優先に体制の強化に努めてまいりたいと考えています。

【森下議員・再質問】ただいま答弁をいただきましたが、非常にあきれております。保健所となかなか連絡がつかない事態、検査キットが薬局では手に入らない、そんな事態が現実に起きているんです。そのことを早急に改善してください。そのことは、例えばキットは薬局では手に入らないけれど、手に入るのでしょうか。10日から自己判定をすると、認めるとおっしゃいましたが、できる条件にあるのでしょうか。

保健所体制強化の問題です。政府は、保健所の恒常的な人員増について、感染症対応に従事する保健師を増やす方針を打ち出し昨年度、今年度合わせて900人増やすとしていますが、保健所1カ所あたりにすると、21年度で1人、22年度で1人という規模にしか過ぎません。知事はこの問題についてさきほど答弁いただけませんでした。この間のコロナ対応の厳しさを教訓に保健師の増員、保健所増設の必要性を認めますでしょうか。再度お答えください。

【知事・再答弁】現在の第6波に対する保健所の体制につきましては、先ほどから答弁がありましたように看護協会、近隣の市町村の保健師、また本庁の職員等を含めた職員によりまして、大幅な増員により緊急的に対応しております。なお、通常時の保健所の体制につきましては、国の人的支援、また財政措置を要望してきたところでございます。これは平時の保健所の体制として引き続き国に対して支援措置の拡充を要望し、それにそった増設につきましても合わせて我々のほうで検討していきたいと思っております。いづれにいたしましても、現在、保健所の体制が非常に厳しくなっていることは充分認識しております。あらゆる手立てを講じまして、保健所のファーストタッチを最優先に重症化リストのある方の命を救う観点から最善を尽くしてまいりたいと考えております。

【森下議員・指摘要望】いつ終息するかわからない新型コロナウイルス感染症対策を、応援で乗り切ろうとされていますが、2010年に出された厚生労働省の新型インフルエンザ対策総括会議でも、「保健所の人員体制の育成強化、PCR検査体制の強化」を指摘していたのです。知事が真剣に府民の命を守る立場に立ち、保健所職員を増やし、統廃合以前の体制に戻す決意をしていただく事を強く求めておきます。

子育て支援の柱に中学校給食の実施と無償化の実現を

【森下議員】中学校給食の実施と無償化について伺います。

知事は「子育て環境日本一」を大きな公約に掲げられてきました。しかし、その公約はどうだったのでしょうか。多くの府民の願いである「子どもの医療費助成制度拡充」や「教育費の保護者負担軽減対策」「府内すべての中学校で温かい給食を提供できるようにすること」など、ほとんど前進していません。これらの願いについて、知事は「それぞれの市町村が考えること」「保護者の責任で」と冷たく切り捨ててこられました。しかし今必要なのは、京都府が市町村と協力して、子育て環境を引き上げることではないでしょうか。

コロナ危機は、学生や子どもたちの生活、学び、教育にも深刻な打撃をもたらしています。教育にお金をかけない政治を根本から改める必要があります。「義務教育は無償」を定めた憲法26条に即して、今こそ学校給食費、教材費等の無償化の取り組みを進めることが必要です。

公立小中学校の教育費用で大きな割合を占めているのが学校給食費です。年間負担金額は1人あたり小学校47,773円、中学校では54,351円。これは文部科学省の「平成30年度学校給食費調査」の資料です。とりわけ、貧困家庭には大きな負担となっています。給食費以外の教材費や、修学旅行費など合わせると、例えば八幡市では6年生で年間83,000円の負担となっています。

給食費の保護者負担軽減の取り組みを行っている自治体は、京都府下では給食費の助成を行っているのが井手町で、小中学校の給食費を全額補助しています。一部補助をしている自治体は、伊根町、笠置町、久御山町です。給食費の助成については、いつも知事は、「生活困窮者には、就学援助で対応している」と言われますが、今必要なのは、就学援助による支援だけでなく、子どもたち全員の給食費を無料にすることです。まさにすべての子どもたちの食のセーフティーネットになるのではないのでしょうか。

そこでおたずねします。全ての公立小中学校の児童・生徒に対して、所得に関係なく公平な、学校給食費の無償化に取り組むべきと考えますがどうでしょうか。さらに、京都府下で中学校の完全給食

がまだ実施されていない自治体があります。事情は自治体によって違いはありますが、進まないのはやはり財政的な課題があるからです。一方で満足に食事が出来ない子どもたちがいます。お腹をすかせた子どもたちが、お昼休みの居場所がない子たちがいたりします。こんな状況を何とかしなければと、知事は心が痛まないのでしょうか。全国で中学校給食は当たり前の時代に、知事と同様に「子育て日本一」を掲げておられる京都市が、中学校の完全給食実施の方針をもたれていませんが、知事はどうのように受け止めておられますか、協議をされているのでしょうか。

子育て環境日本一の観点から中学校完全給食は、進めるべきと考えますが、未実施の自治体との協議状況、どうなっていますか。また、中学校給食の実施に対する支援強化をはかるべきと考えますが、どうでしょうか。

学校図書館司書の全校配置を

【森下議員】次に、学校図書館司書の全校配置について伺います。

学校図書館は、児童・生徒にとって一番身近な図書館であり読書の習慣や、調べ方を学ぶところでもあります。学校司書は、子どもたちの興味関心に即した図書を揃えたり、読書活動を支援したり、教員と連携し教育活動にも必要な資料を揃えて、専門職としての役割を担っていただいています。とりわけ、コロナ禍においては、本を消毒して貸し出す準備や、密を避ける工夫など、専任司書の配置があるからこそできる役割がたくさんあります。図書館に行けばいつでも司書さんがいる。そんな環境を全ての学校につくっていただきたいと思います。

学校司書を明記した改正学校図書館法は2015年に施行され、「学校司書を置くように努めなければならない」と努力義務にとどまっています。学校司書が専任で配置されてこそ、図書館を教育活動に生かすことが出来ます。府下の小中学校に於ける専任の学校司書配置について、配置ゼロの自治体が京都府下では7自治体あります。また、学校司書配置が学校数の50%しかない所が9自治体あります。自治体に国から学校司書配置地方交付税措置が出されていますが、今後の学校司書配置の推進についておたずねします。

1つめに、来年度の学校司書配置について、小中学校のおおむね1.3校に1名程度の交付税措置があると聞きますが、本府において、すべての学校で司書配置が進むよう府教育委員会が役割を発揮するべきと考えますがどうでしょうか。また、小中学校に配置されている学校司書のほとんどが、非正規職員です。市町村に対する正規職員の配置支援と合わせ、国に対して、専任で正規職員の学校司書配置を法的に位置づけるよう求めるべきと考えますが、どうですか。

大型商業施設の影響による交通渋滞対策の強化を

【森下議員】最後に、大型商業施設の影響による交通渋滞対策についておたずねをします。

八幡市美濃山欽明台地域に於ける、会員制倉庫型コストコ八幡支店が、売り場面積9,502㎡、駐車場823台で2011年12月にオープンして10年が経ちます。コストコ利用客はほとんど車で買い物に来ることから、入店待ちの車が八幡市道山手幹線道路にはみ出して渋滞が年々ひどくなっています。土、日、祝日に限らず、平日でも生じています。昨年12月の住民の調査では、1ヶ月の間に18日間は渋滞が発生しています。渋滞の影響で公共バスが50メートルの移動に20分かかっていると目撃をされています。周辺住民の日常生活に大きな支障を来しているんです。

コストコは関西では八幡市以外に神戸、尼崎、和泉の3店舗ありますが、遠方から高速道路を使って来店する客が多く、倉庫商法であることから、当然それに見合う駐車場が用意される必要があります。

「美濃山地域の交通問題を考える会」で取られた住民アンケートでは、「渋滞がひどく車で外出が出来ない」「公共交通機関、バスを利用したくても、時間通り来ない」「介護施設利用者の特定送迎に

支障を来している」「生活時間のめどが立たない」。ある60代の女性は「樟葉に住む父親の体調が急変し、すぐに駆けつけたいが、渋滞のため車で移動できず自転車で駆けつけたことがある。緊急時には命にも関わることで、大変困った」と、大変な経験を記され多くの回答が寄せられています。

1998年大規模店立地法が制定をされて、2000年には大店法が廃止されました。規制緩和が進み、許可制から届け出制に変わり、中心市街地に大型店出店がどんどん進みました。2007年に改訂された大規模店舗立地法10条では、「届け出をした者は、その大規模店舗の周辺地域の生活環境を保持しつつ適正な配慮をして、運営しなければならない」としています。当時京都府は、当該店舗の届けに対して「駐車場の運営・交通対策」についての意見を出し改善を求められています。しかし、その範囲では渋滞解消はしていません。大店立地法では「設置者は、開店後においても、周辺地域の環境に十分な注意を払う必要があり、必要な追加的対応を取ることが求められる」としています。さらに、第14条では「知事は、この法律の施行に必要な限度において、報告を求め、必要な対応を求めることが出来る」とされています。

昨年周辺住民から、事業者に対して渋滞の解消を求める申し入れをされ話し合いが行われました。事業者は、渋滞に対して「迷惑をかけていると認識はしている」としながらも、「警備員の配置で対応する」との範囲に留まっています。ここ10年来、周辺住民は渋滞に悩まされ、もう我慢できないと行動をされているんです。警備員の配置だけでは渋滞の解消につながっていません。駐車場のキャパが見合わない。幹線道路沿いに当該店舗があるため、導入路の距離が短いなど、立地上の課題があると考えます。

地域住民から、1月31日に、知事宛に要望書を提出されています。

そこで伺います。大規模小売店舗立地法に基づき、京都府として渋滞の原因となっているコストコ八幡倉庫店に対して、駐車場の増設などの改善策を求めるべきではないでしょうか。

2つめに、コストコ八幡倉庫店周辺の渋滞の影響で、松井山手地区循環バスの運行にも支障を来していると聞きます。公共交通機関への影響についてどのように認識し、どのような協議を行っていますか。

3つめに、コストコ八幡倉庫店周辺には、小学校、保育園、認定こども園があることから、通園通学路の交通安全対策の強化をはかるべきと考えますがどうでしょうか。以上お答えください。

【商工労働観光部長・答弁】大型商業施設の影響による交通渋滞についてであります。当該店舗前の八幡市道においては、土・日・祝日を中心に店舗への入庫車両により渋滞が発生し、公共交通機関や住民の生活に影響を及ぼしていることから、京都府では常に商工労働観光部、建設交通部、京都府警察とが連携して対応しているところです。大規模小売店舗立地法では設置者に対し、周辺地域の生活環境の保持のため、来店者等の混雑が生じ、地域住民の生活環境の維持が損なわれることのないよう求めていることから、本件についても交通誘導員の配置や案内看板などの設置などの対策を要請してきたところです。また、交通実態をふまえ八幡市や府警察とも協議し、店舗周辺の府道と市道との交差点部に左折レーンを設置し、渋滞の緩和のための改良工事を行ないました。昨年11月にも年末の来客集中対策として、誘導員の配置など渋滞解消の取り組みを行うよう要請し、さらに本年1月、地元住民の方から渋滞解消に関する要望書を提出されたことを受けまして、再度渋滞緩和に向けた駐車場の確保等の対策を要請するなど、くりかえし働きかけを行っております。引き続き八幡市も交えて渋滞解消に向けた協議を進め、公共交通機関をはじめ地域住民の生活に支障が出ないよう努めてまいります。

【教育長・答弁】学校給食費の無償化についてでございますが、義務教育である小中学校においては学校給食法により実施・運営等は市町村が担い、食材料費である給食費は保護者が負担するとされております。一方で、経済的に厳しいご家庭に対しましては、生活保護や就学援助において、給食費の全額または一部を補助する仕組みが制度化されているところでございます。なお、義務教育の無償化

の範囲は国において定められているものであり、現在授業料や教科書代の無償化措置がなされておりますが、すべての市町村で一律に給食費の無償化を実施することは、制度上想定されておらず、給食費の就学援助費としての位置づけや財源負担の問題は、国において適正に判断されるべきであると考えております。

また、中学校給食におきましても、実施は設置者である各市町村において判断される制度となっておりますが、これまでからも補助事業の活用や学校給食の衛生管理等について指導助言に努めてきたところであります。現在未実施の市町村においても、多くは調理場等の施設整備の内容や運営の方法等について、具体的な検討段階に入っており、実施の方向で準備が進められているところであります。府教育委員会といたしましては、今後とも市町村に対し、学校給食の意義をしっかりと伝えるとともに、国に対しては、中学校給食をさらに推進できるよう、引き続き給食施設の補助制度と支援制度の拡充を強く求めてまいります。

次に、小中学校における学校司書の配置についてでございますが、小中学校の図書館の運営の向上や児童生徒の利用を促進するため、学校司書は重要な役割を果たしていると考えております。議員ご指摘の通り、学校司書の配置に必要な経費については地方交付税措置が講じられているところでありますが、一部の市町教育委員会においては財政的な事情等により配置されていない場合もございます。

これまで府教育委員会では国に対し、地方交付税措置の拡充を要望してきたほか、令和2年に「第四次京都府子どもの読書活動推進計画」を策定し、学校司書の配置について明記をし、配置の促進に努めてきたところであります。加えて国において、第六次学校図書館図書整備等五か年計画が策定されたことを受け、先日、市町教育委員会に対し、改めて学校司書の配置を進めるよう通知をしたところであります。引き続き様々な機会を通じて一層働きかけてまいりたいと考えております。

また、学校司書の法的位置づけと身分につきましては、学校図書館法において配置が努力義務とされており、議員の議員ご指摘の通り、そのほとんどが非常勤であります。まずは各学校への配置促進に取り組んでいるところであります。

一方で、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることを踏まえ、国に対し、学校司書の定数措置についても要望をしているところであります。今後とも国への働きかけを行うとともに、市町教育委員会への指導助言に努め、学校図書館機能がさらに充実し、子どもたちの言語能力や情報活用能力等の育成につながるよう取り組んでまいります。

【警察本部長・答弁】八幡市欽明台地区における交通安全対策についてです。ご指摘の商業施設付近の交通渋滞は府警察としても承知しており、施設駐車場からの出入庫が円滑となるよう、信号機の運用を工夫するなど、渋滞の緩和につとめています。また状態を避けようとする車が近隣地区に流入する状況が見られることから、通園通学路の安全対策として当該地区をゾーン30に指定し、道路管理者と連携して抜け道となっている道にハンプなどを設け車両の通行を抑制する、交通ボランティア等と連携した見守り活動や広報啓発活動を行うなどの取り組みを行ってまいりました。府警察では今後とも取締りや関係機関等と連携した対策を進め、通園通学路の安全を守ってまいります。

【森下議員・再質問】ご答弁ありがとうございます。学校図書館司書配置については、ぜひ全ての府下の自治体で、専任の司書が全校配置されるよう取り組みを進めていただきたいと要望しておきます。そして、さらに国への要望活動を強めてください。再質問したいと思います。知事が子育て環境日本一とおっしゃるので、これにこだわるわけなんですけれども、知事は推進協議会を作って子育てに優しい風土づくり、街づくり職場づくりを進めるとしておられますが、子供たちが育つ環境を府が責任をもって具体的な施策で持って取り組むことが求められていると思います。中学校給食はあって当たり前前の環境にするべき課題です。中学校給食喫食率が全国ワースト2位という汚名をなんとかしなければと思われませんか。給食費の無償化の取り組みについて、市町村とはどのような協議をしてこられたのでしょうか。お尋ねします。

それから、渋滞対策についてです。コストコ渋滞と言われるようになっております。先ほどは努力をしていただいているというふうに答弁をいただきました。多くの市民が困っています。この実態を京都府として、しっかりと受け止めていただいていると思いますが、生活環境上の悪影響を防止するために必要と考えられる対応策を具体的にぜひ事業所へ、特に本社への働きかけを粘り強く強めていただきたいと思います。以上、再度質問します。

【商工労働部長・再答弁】大規模小売店舗立地法の趣旨に則りまして、設置者に対しましては、店舗周辺の生活環境の保持のため自主的な対応を要請してまいったところでございます。今回、地元住民の皆さんからの要望書を提出されたことを受けまして、即座に改めましてそうした要請を行っているところでございますけれども、今後とも繰り返し働きかけを行ないながら、また地元八幡市とも交えた渋滞解消に向けた協議を進めまして、公共交通機関をはじめとする地域住民の生活に支障が出ないよう努めてまいります。

【教育長・再答弁】学校給食についてでございます。まず中学校給食について「あって当たり前」という話もございました。この間、私も市町に対しまして、粘り強く給食の意義等について指導助言をしてきたわけでありまして、先ほどもお答えいたしましたように、この間かなり進捗してきておりまして、1市を除き令和5年～6年からは給食が実施されるという見通しになっております。府教育委員会といたしましては、今後の事業の推進にあたりまして、国庫の活用に関する指導助言等、必要な支援に努めてまいりたいというふうに思っております。

また無償化についてであります。先ほども答えをしましたが、給食費につきましては義務教育の中でも無償化の対象とされていない、あるいは様々な補助制度がすでに設けられている中で、これは府が単独で無償化を図っていくとしますと、大変大きな財源も伴うわけでありまして、そうしたことは府と市町村の役割と考えた上でも、やはり難しいのではないかなというふうに思いますし、先ほどもお答えいたしましたが、一律の学校給食無償化につきましては、財政問題も含めて国において適正に判断されるべき性格のものというふうに考えております。

【森下議員・指摘】お答えをいただきました。子育て環境日本一、中学校完全給食実施の願いは切実です。そして、教育費の負担軽減を取り組んでこそ、子育て環境を前進させられます。具体的な施策実施を求めておきます。そして、コストコ渋滞に関しましては、京都府の粘り強い指導力を発揮していただくことを強く求めまして質問を終わります。

他会派の質問項目

2月14日

諸岡 美津議員（公明・京都市右京区）

1. 本府における女性の活躍推進について
 - (1) コロナ禍で様々な困難・課題を抱える女性の支援について
 - (2) 本府の男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立について
2. HPVワクチンの積極的勧奨について
3. 難聴児の早期発見・早期療育について
4. 発達障がい児の支援について

兎本 和久議員（自民・木津川市及び相楽郡）

1. 府南部地域の高速道路の整備効果について
2. 淀川水系木津川流域の今後の河川整備について
3. 特別支援学校について

四方 源太郎議員（自民・綾部市）

1. 児童相談所業務に対する第三者の評価・検証について
2. 京都府立農業高等学校の充実・発展について
3. 府立高校の在り方について
4. 警察車両の配備状況について

上倉 淑敬議員（維新・京都市伏見区）

1. 企業との連携について
2. 府市協調について
3. 児童養護施設を退所した若者の支援について

山本 篤志議員（府民・木津川市及び相楽郡）

1. 新型コロナウイルス感染症が障がい者にもたらした影響等について
2. コロナ禍における外国人住民支援と国際交流について

2月15日

家元 勝議員（自民・福知山市）

1. 京都府消防体制の整備推進計画に基づく消防体制の強化について
2. 中学校運動部活動の地域移行と地域の受入体制について

田中美貴子議員（府民・宇治市及び久御山町）

1. 児童相談所の在り方について
2. 子どもの医療のかかり方について
3. 文化庁移転に伴う専門職の在り方について

林 正樹議員（公明・京都市山科区）

1. 京都府建設職人基本計画の推進について
2. 外国にルーツを持つ子どもと保護者への切れ目ない総合的な支援について
3. 収入証紙廃止によるキャッシュレス決済の円滑な実施と決済情報を活用した電子申請のさらなる推進について
4. 京都府立図書館における電子書籍貸出サービスの推進と機能強化について

北原 慎治議員（自民・京都市右京区）

1. 水素エネルギー政策について
2. 野生鳥獣のペットフード利用について
3. 乳幼児の貧困問題の早期発見について

2月16日

岡本 和憲議員（府民・京都市右京区）

1. 高等技術専門校の人材育成強化について
2. デジタル学習支援センター（仮称）について

小巻慎司議員（自民・京都市下京区）

1. 府有資産の有効活用について
2. 鴨川の魅力向上について

藤山裕紀子議員（自民・宇治市及び久御山町）

1. きょうと子どもの城づくり事業について
2. 京都府職員の人材育成について